

別表第1（第2条関係）

基本指数

分類	細目		指数	
居宅外労働 自営業 (事業主)	週5日（月20日）以上かつ正午から午後7時までの間に4時間以上の就労を常態とする。		10	
	週4日（月16日）以上かつ正午から午後7時までの間に4時間以上の就労を常態とする。		8	
	週3日（月12日）以上かつ正午から午後7時までの間に4時間以上の就労を常態とする。		6	
	週5日（月20日）以上かつ正午から午後7時までの間に3時間以上の就労を常態とする。		7	
	週4日（月16日）以上かつ正午から午後7時までの間に3時間以上の就労を常態とする。		5	
	週3日（月12日）以上かつ正午から午後7時までの間に3時間以上の就労を常態とする。		4	
	上記以外の形態で就労している。		3	
居宅内労働 自営業 (事業主以外)	週5日（月20日）以上かつ正午から午後7時までの間に4時間以上の就労を常態とする。		8	
	週4日（月16日）以上かつ正午から午後7時までの間に4時間以上の就労を常態とする。		6	
	週3日（月12日）以上かつ正午から午後7時までの間に4時間以上の就労を常態とする。		4	
	週5日（月20日）以上かつ正午から午後7時までの間に3時間以上の就労を常態とする。		6	
	週4日（月16日）以上かつ正午から午後7時までの間に3時間以上の就労を常態とする。		4	
母親の出産	出産予定月とその前後2ヶ月間保育にあたる者がいない場合		7	
保護者の疾病等	入院	1ヶ月以上にわたる入院治療を要する。	10	
	居宅療養	病気のため居宅で床につくことが常態である。	8	
		上記以外の疾病で1箇月以上の療養を要する。	3	
保護者の障害	重度	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級及び療育手帳A	8	
	中度	身体障害者手帳3級・4級、精神障害者保健福祉手帳2級及び療育手帳B	6	
	軽度	身体障害者手帳上記以外及び精神障害者保健福祉手帳3級	3	
病人の看護	付添	週4日（月16日）以上かつ午後1時から午後6時までの間に4時間以上の家族の付添いを要する。	8	
		上記以外の形態で付添いを要する。	3	
	居宅看護	介護や常時観察を要する家族を午後1時から午後6時までの間、週4日以上在宅において介護している。	8	
求職中	求職中	就職先決定	求職要件に関する申立書に就労先決定の記載があり、勤務時間及び勤務日数が決まっている場合	分類の1又は2に準ずる。
		求職中	求職活動中のため、日中午後外出を常態としている。	1
就学	週5日（月20日）以上かつ正午から午後7時までの間に4時間以上の授業等を受講することを常態とする。		7	
	週4日（月16日）以上かつ正午から午後7時までの間に4時間以上の授業等を受講することを常態とする。		4	
	週3日（月12日）以上かつ正午から午後7時までの間に4時間以上の授業等を受講することを常態とする。		3	
	上記以外の形態で就学している。		2	

※ひとり親については、上記の指数に10点加算した点数を基本指数とする。

別表第2（第2条関係）

調整指数

調整項目		指数
対象児童が1年生である。		10
対象児童が2年生である。		8
対象児童が3年生である。		6
ひとり親世帯		5
生活保護世帯		2
単身赴任・海外勤務		3
放課後子ども育成教室利用料の滞納がある世帯		-4
65歳未満の祖父母と同居している場合における祖父母の状況	未就労	-5
	就労又は疾病等	0

別表第3（第2条関係）

同一指数の場合の優先順位

順位	要件
1	学年が低い者
2	比較している者のうち基本指数が高い者
3	ひとり親家庭の者
4	対象児童が障がいをもっている者
5	保護者以外に親族が居住していない者

※ 上記を踏まえても同位の場合はそれぞれの世帯の状況等を総合的に判断し入会を決定する